

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（無利息型普通預金、総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金を含みます。以下、同じです。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することが出来ます。

- (1) 当金庫および当金庫が現金自動受払機（以下、「自動機」といいます。）の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「預入提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下、これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫の所定の取引をする場合

2. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたはカードと通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の貨幣にかぎります。また、1回あたりの預入れは当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「現金自動受払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「キャッシュカードご利用明細」を綴り込んで保管してください。

3. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金を払戻す場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたはカードと通帳を挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しおよび1か月あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の自動機による1日あたりの払戻しまたは1か月あたりの払戻しについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。
- (4) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記 6. (2) に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による振込は当金庫または振込提携先所定の取扱時間内とし、1回あたりの振込金額は当金庫または振込提携先が定めた金額の範囲内とします。また、1日あたりの振込および1か月あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項(2)にかかわらず、前項(1)の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機による1日あたりの振込または1か月あたりの振込について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の範囲内とします。

5. (自動機による振替)

- (1) 自動機を使用して振替資金を預金口座から振替により払戻し、当金庫所定の別の預金口座へ振替る場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび振替先の通帳を挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、カード利用口座の通帳および払戻請求書の提出を受けることなく、振替金額をカード利用口座から自動的に引落のうえ、振替先口座に入金します。
- (2) 自動機による振替は当金庫所定の取扱時間内とし、1回あたりの振替金額は当金庫が定めた金額の範囲内とします。なお、振替金額がカード利用口座の払戻しができる金額を越えるときは取扱できません。
- (3) この振替をご利用できる振替先口座の通帳は、当金庫が別に定めたものに限りません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の自動機の利用に関する手数料(以下、「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(以下、「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れおよび払戻し)

- (1) 代理人(原則として本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れおよび払戻しの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

8. (自動機故障時の取扱い)

停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、次により取扱います。

- (1) 自動機により預金の預入れができない場合は、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。
- (2) 自動機により預金の払戻しおよび振込、振替ができない場合は、当金庫が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しおよび振込、振替をすることができます。
- (3) 前項(1)、(2)による預入れおよび払戻し、振込、振替をする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金伝票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名(代理人が払戻しを受ける場合は、このほかに代理人名)、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 自動機による振込ができない場合には、当日扱い受付時間内に限り前項(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 自動機による振替ができない場合には、前項(2)、(3)によるほか振替先通帳を提出してください。

9. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金、振替資金として払戻した金額を含みます。)、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

10. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された署名と届出の署名との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認でき

るものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
イ. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
ウ. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 3. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

1 4. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行（毀損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

1 5. (自動機の誤入力等)

当金庫の自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預入提携先、支払提携先、振込提携先の自動機を使用した場合の預入提携先、支払提携先、振込提携先の責任についても同様とします。

1 6. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取り止める場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条の規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

1 7. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

1 8. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、当金庫普通預金規定、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

1 9. (規定の変更)

当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。

以 上